

議案第35号

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の設定について

次のとおり鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告事項)

第2条 任命権者が法第58条の2第1項の規定により人事行政の運営の状況に関し報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 営利企業等の従事の許可その他の職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の健康管理に関する福祉の状況
- (8) 職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況
- (9) その他知事が必要と認める事項

(報告の時期)

第3条 任命権者は、毎年8月末までに、知事に対し、前条各号に規定する事項を報告しなければならない。

(人事委員会の報告事項)

第4条 人事委員会が法第58条の2第2項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の競争試験及び選考の状況
- (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(人事委員会の報告)

第5条 人事委員会は、毎年8月末までに、知事に対し、前条各号に規定する事項を報告しなければならない。

(公表の時期)

第6条 知事は、法第58条の2第1項及び第2項の規定による報告を受けたときは、同条第3項の規定により、同条第1項の規定による報告を取りまとめ、毎年10月末までに、その概要及び同条第2項の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 鳥取県公報に掲載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (3) その他規則で定める方法により県民の閲覧に供する方法

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。